



島根県報

平成19年11月27日 (火)
第 1,935 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	1
市町村民生委員協議会の区域の一部改正	(地域福祉課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
教委規則		
市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(義務教育課)	4
教委訓令		
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	(教育庁総務課)	4
公安規則		
特例施設占有者の指定等に関する規則	(警察本部)	4
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(")	21

告 示

島根県告示第969号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請者

有限会社下垣工務所 取締役 田中 勉
大田市久手町波根西543番地2

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

大田市久手町波根西字雁免2421の6番外

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物、廃プリント基板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。）、ゴムくず及びがれき類

5 申請年月日

平成19年11月9日

6 縦覧場所

島根県大田市長久町長久八7-1 島根県県央保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

- (1) 縦覧期間 平成19年11月27日から同年12月27日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

- (1) 意見書の記載内容等
意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。
- (2) 意見書の提出期限
平成20年1月10日
- (3) 意見書の提出先
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

島根県告示第970号

市町村民生委員協議会の区域(昭和32年島根県告示第151号)の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の部城東地区の項中「、学園南1丁目」を「、学園1丁目、学園南1丁目」に、同部川津地区の項中「、学園1丁目、学園2丁目」を「、学園2丁目」に改め、同表益田市の部高津地区の項中「高津1丁目、高津2丁目、高津3丁目、高津4丁目、高津5丁目、高津6丁目、高津7丁目、高津8丁目」を「高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、高津四丁目、高津五丁目、高津六丁目、高津七丁目、高津八丁目」に改める。

島根県告示第971号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
都医院	浜田市治和町イ110番地2	平成19年11月1日
タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町イ111-5	平成19年11月1日
星高調剤薬局	江津市渡津町790番地	平成19年11月1日
ウェルネス薬局 隠岐の島店	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一3-2	平成19年11月1日

島根県告示第972号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人都医院	浜田市治和町口511番地1	平成19年10月31日
タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町口518	平成19年10月31日
かしま調剤薬局	松江市鹿島町佐陀本郷17-1	平成19年10月31日
医療法人 浜崎整形外科医院	安来市南十神町32-3	平成19年10月31日
石橋歯科長浜医院	浜田市熱田町1519-1	平成19年10月31日
酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日

島根県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
石橋 和子	浜田市京町27	居宅療養管理指導	石橋歯科長浜医院	浜田市熱田町1519-1	平成19年10月31日
石橋 和子	浜田市京町27	介護予防居宅療養管理指導	石橋歯科長浜医院	浜田市熱田町1519-1	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	居宅療養管理指導	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	訪問看護	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	訪問リハビリテーション	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	介護予防居宅療養管理指導	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	介護予防訪問看護	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
酒井 幸治	松江市内中原町185	介護予防訪問リハビリテーション	酒井歯科医院	松江市東本町1-26	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196番 岡本ビル2F1号	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	介護予防訪問介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196番 岡本ビル2F1号	平成19年10月31日

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第23号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第10号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月27日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第3条を削る。

第4条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「、休憩時間及び休息时间」を「及び休憩時間」に改め、同条を第4条とする。

別表中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、休息時間の項を削る。

附 則

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第23号

特例施設占有者の指定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。次条第2項において「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定によ

る報告又は資料の提出の要求、同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第 2 条 遺失物法施行規則 (平成19年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。) 第28条第 1 項の規定による申請を行おうとする施設占有者は、その施設の所在地を管轄する警察署長を経由して島根県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に同条第 2 項の申請書を提出するものとする。

2 公安委員会は、令第 5 条第 5 号の規定による指定 (以下「指定」という。) をしたときは、指定通知書 (様式第 1 号) により、規則第28条第 1 項の申請をした者 (第 4 項において「申請者」という。) に対し、その旨を通知するものとする。

3 次の各号に掲げる申請書及び書面は、それぞれ当該各号に定める様式の例により作成するものとする。

(1) 規則第28条第 2 項の申請書 特例施設占有者指定申請書 (様式第 2 号)

(2) 規則第28条第 3 項第 1 号口の書面 誓約書 (様式第 3 号)

(3) 規則第28条第 3 項第 1 号八の書面 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要 (様式第 4 号)

4 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書 (様式第 5 号) により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

5 規則第28条第 4 項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書 (様式第 6 号) を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第 3 条 規則第29条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書 (様式第 7 号) を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

第 4 条 公安委員会は、規則第30条第 1 項の規定による指定の取消し (次項において「取消し」という。) をしようとするときは、行政手続法 (平成 5 年法律第88号) 及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第26号) の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書 (様式第 8 号) により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書 (様式第 9 号) を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第 5 条 法第25条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書 (様式第10号) により行うものとする。

2 前項の要求をしたときは、その経緯を書面に記録しておくものとする。

(指示書による指示)

第 6 条 法第26条第 1 項又は第 2 項の規定による指示 (次項において「指示」という。) は、指示書 (様式第11号) により行うものとする。

2 第 4 条第 1 項の規定は、指示をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「聴聞」とあるのは、「弁明の機会の付与」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

島根県公安委員会指令(会)第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

特 例 施 設 占 有 者 指 定 申 請 書

遺失物法施行規則第28条第 1 項の規定により特例施設占有者の指定を申請します。

年 月 日

島根県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

印

<p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 又 は 名 称</p>	<p>.....</p>
<p>住 所 又 は 所 在 地</p>	<p>電話 () - 番</p>
<p>(ふりがな)</p> <p>代表者の氏名 (法人のみ)</p>	<p>.....</p>
<p>施設の名称及び所在地</p> <p>[移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲]</p>	
<p>物 件 の 保 管 の 場 所</p>	
<p>物 件 の 数 及 び そ の 算 出 の 基 礎</p>	

様式第3号(第2条関係)

誓 約 書

私は、遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号口(1)及び(2)に規定する

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法(明治40年法律第45号)第235条、第243条(同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。)、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法(平成18年法律第73号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

島根県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第 4 号 (第 2 条関係)

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

<p>物件の保管を行う ための施設の概要</p>	
<p>物件の保管を行うための 人的体制の概要</p>	

様式第5号(第2条関係)

(表)

島根県公安委員会指令(会)第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

理 由

(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号(第2条関係)

島根県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 7 号 (第 3 条関係)

島根県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき 年 月 日付けで指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第 2 項の規定に基づき公示する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第8号(第4条関係)

(表)

島根県公安委員会指令(会)第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

取消年月日

年 月 日

理由

(裏)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載する。
- 2 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 27 条第 2 項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第9号(第4条関係)

島根県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき 年 月 日付けで指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第10号 (第 5 条関係)

(表)

島根県公安委員会指令 (会) 第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

報 告

第25条第 1 項 遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり 資 料 の 提 出 を 求 め る。
第25条第 2 項 保管物件の提示

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 は、処分の通知を发出しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号 (第 6 条関係)

(表)

島根県公安委員会指令 (会) 第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

遺失物法 第26条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第 2 項

年 月 日

島根県公安委員会 印

記

施設の名称及び所在地 (移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

(裏)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、島根県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考

- 1 は、処分の通知を発しても、直ちに相手方の知るところとならないことが予想される場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第24号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の部の次に次のように加える。

遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	報告又は資料の提出要求
	第25条第2項	報告若しくは資料の提出又は提示の要求
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第2項	特例施設占有者申請書の受理
	第28条第4項	指定の公示
	第29条第1項	公示事項変更の届出の受理
	第29条第2項	公示事項変更の公示
	第29条第3項	書類に係る記載事項変更の届出の受理
	第30条第2項	指定の取消しの公示
特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年島根県公安委員会規則第23号）	第2条第2項	指定の通知
	第2条第4項	不指定の通知
	第4条第2項	指定の取消しの通知

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

